

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第116条の2第1項第二号及び第128条の3の2第一号の規定に基づき、床面から天井までの垂直距離に応じた壁の部分を次のように定める。

令和7年10月31日

国土交通大臣 金子 恭之

床面から天井までの垂直距離に応じた壁の部分を定める件

建築基準法施行令第116条の2第1項第二号及び第128条の3の2第一号に規定する床面から天井までの垂直距離に応じた壁の部分は、次の各号に掲げる床面から天井（天井のない場合においては、屋根。第一号において同じ。）までの垂直距離に応じ、当該各号に定める部分とする。

- 一 2.6m 以下の場合 天井から下方 80cm 以内の距離にある部分
- 二 2.6m を超える場合 床面からの高さが 1.8m 以上の部分

附則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第310号）の施行の日（令和7年11月1日）から施行する。